

露天市場を一部変更 商工費

農村経済の消長に依存せざるをえない純農村地域の商工業発展施策は計画樹立が至難である。然し乍ら本村は中の口川沿線のうち白根市、黒崎町に次ぐ商工業者を有するので、この発展策として

1. 露天市場を一部移設し買物客の便宜を図る意のもと市場区域内の車輛通行止めを実施し顧客の誘致を図る。月湯祭には前年同様歩行者天国を実施する計画です。
2. 商工会にて、〇〇千円、建築費組合六〇千円、鎌組合に七千五百補助し健全な業種の育成を図る。
3. 中小企業金融緩和措置として地方産業育成資金の融資総額を三三〇〇千円に増額した。(昨年度一九五〇千円)之に要する資金県資金三五〇千円、村資金七五〇千円であります。



4. 商工会事業補助金として街灯更新に三二〇千円、商店街美化運動に一五〇千円計上し健全な事業活動促進に寄与する。商工業の店舗改善補助金は引続き実施、信用保証協会補償額も同様であり二〇〇千円を見込んでいますから商工業者の一層の努力を期待して見ます。

防火水槽を充実 消防費

消防費は、主として消防団の活動費が中心となっております。そのうちでは、今年も団員の処遇の改善を行なっております。その主なものは次のとおりです。

- 一、報酬の引き上げ(団員は二千五百円から四千円に)
- 二、分団運用費の増額(約二〇%の引上げ)と部運営費の引き上げ
- 三、演習慰労費の引き上げ(一人一回千円を千二百円に)
- 四、被服の更新
- 五、退職消防団員に対する退職報償金の増額

そのほか、消防施設の面では、三ヶ年計画の最終年度として防火水槽を二百二十拾万円で二基建設する計画です。またこれと並行して消火栓の増設には引き続き百万円を計上しました。

成人病予防を重点

住民の健康保持のため各種の検診を計画いたしました。

- ①成人病 血圧、胃、婦人検診を従来通り実施します。脳卒中の発生を少しでも減らしたいと今年も総合検診のさい、レントゲンの対象者は全員血圧測定をして、正しい管理におきたいと考えています。又、その際尿検査に異常があった方を対象に糖尿病検診を十月実施します。
- ②母子 乳幼児は未来を託する大切な一員です。検診等もきめこまかくしました。乳児検診も一回、一才二才三才児検診を各二回、母親学級を四回、健康相談五回実施します。母子栄養強化牛乳代として三万円、産婦乳児医療助成費を一三一万円計上してあります。

国民健康保険 特別会計 助産費を四万円に 葬祭費を一万五千元に引上げ

昨年二月に医療費が17%引上げられ、十月から16%の引上げが行なわれたこともあって、依然医療費の上昇は著しいものがあり、49年度には四二四七六円が予想されます。50年度では昨年10月より実施しました高額療養費制度の波及も考えられますので、五五九五六円と31%の上昇を見込んで計上しました。ですから村が医者に支払う額は九一〇〇万円又高額療養費分で八七万円計上しました。四月一日から助産費を四万円に、事務費関係で七一八万円総額一、三三九万円となります。

歳入では国の負担金、補助金を七一三〇万円、一般会計から一五〇万円繰入れました。又保険税では三九九五万円と昨年より41%一六八万円増額しました。

上越新幹線事業

上越新幹線建設に伴う関連事業は、月湯村が日本鉄道建設公団より工事委託を受け、昭和四十八年度で、ほぼ完成しました。今後の事業としては、かんがい排水路工事が残っており、本年度委託時期が未定のため、本年度予算には計上せず、経常経費のみを計上しました。

尚、かんがい排水路本工事の施工については、公団に対し本年度内に施工するよう陳情しました。

入		出	
款	予算額	款	予算額
1. 使用料及び手数料	10,989	1. 総務費	6,828
2. 分担金及び負担	462	2. 施設管理費	7,130
3. 諸収入	7,680	3. 公債費	1,495
歳入合計	19,131	4. 予備費	500
		5. 繰上充用金	3,178
		歳出合計	19,131

村議会議員選挙

告示は四月二十日
投票は四月二十七日

栄える村は あなたの一票から

この身近な選挙に当り、地方自治行政の内容をより一層豊かにするため、地方自治をさへえる私たちが有権者は政治に対する認識を深め、住みよい郷土と将来を託す立派な代表を選ぶよう自己の判断に従って、明るく正しい選挙を推進し、積極的に投票に参加しましょう。

△不在者投票... 投票日当日、やむを得ない用務などで投票所に行けない人は、告示日から投票日の前日までに月湯村役場または県で指定してある病院で不在者投票してください。

○時間... 8時30分～17時まで (土、日問わず)

○もってくるもの... 印かん

△代理投票... からだか不自由だったり、字が書けなかったりして自分で投票できない人は投票所の係員が代って書いてくれます。投票の秘密は厳守されますので、候補者の名前が前記の事情で正確に記入出来ないと思われる方は投票所の係員に遠慮なく申し込んで下さい。

◎投票できる人... 昭和三十年四月二十八日までに生まれ、今年一月十五日以前から引き続き月湯村の住民基本台帳に登録されている方。

注意 投票日当日までに月湯村を転出された方は住民でなくなり、選挙権はありません。

竿頭綬受賞

全国消防協会長から 財団法人全国消防協会では、毎年、全国で消防活動に功労のあった消防機関や個人、団体を表彰しています。

今年も、去る二月十七日に東京都虎の門の「日消会館ホール」において、その表彰式が行なわれ、その席上、本村消防団に「竿頭綬」が贈られ、表彰されました。

この表彰は、本村消防団が長年にわたり、団長を中心に、一致団結して、練成を重ねてきた結果、その団の活動が他の範になると認められたものです。

この機会に、日ごろの消防団のご苦労に対し、敬意を表すると共に、今後益々、練成を重ねて、更に立派な消防団として発展されるよう、村民各位と共に希望し、お祝いしようではありませんか。

「月湯村消防団、おめでとう!!」

「火災と皆さん」

シリーズ No.1 火災と通報

◎火災と通報 消防法には、「火災を発見した者は、遅滞なく、これを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならぬ」とすべからず、前項の通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならぬ」とされています。

又、火災を発生させた者および居住者、勤務者には「消防隊が到着するまで、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行なわなければならない」とされ、続いて「消防隊が到着したならば、その火災の状況(人命救助の必要、危険物の所在、その他建物の間取り等)を積極的に提供しなければならぬ」とも義務づけられています。

しかしながら、現在までの通報を見ると、それぞれが徹底してはいない、難しいようです。

以前は、「火災は最初の五分間」と言われていましたが、現在では建築様式が多様化と新建材等の普及により「三分間」が大切だと言われるようになりました。

従って、早期に通報してもらうことにより、「何があっても三分以内」に消火態勢に入る必要があるわけです。

ただし、「虚偽の通報(いたづら)をした者は、一万円以下の罰金又は拘留」という罰則がありますので念のため.....

(次号は、「火災の恐ろしさ」を掲載します。)

事業所統計調査

五月十五日 協力 下さい

総理府統計局では、5月15日から全国いっせいに事業所統計調査が行なわれます。

この調査は、国勢調査とならぶ国の基本的統計調査で、事務所、工場、営業所、学校、神社、お寺にいたるまで、あらゆる種類の事業所について、経営、組織内容、従業員数などを調べ、地域開発計画や国民所得など基本的な資料として使用される重要な調査です。

ただし調査の内容は、税金などの資料に利用したり、他に秘密をもらしたりすることのないよう統計法で決められております。

5月15日から調査員が調査に伺います。

お忙しいところ恐れ入りますが、この調査の重要性をご理解いただき、ご協力下さるようお願いいたします。